

新型コロナウイルス感染症対策事業

対面販売・対面サービス安心店舗等づくり 支援補助金の申請についてのご案内

「流山市対面販売・対面サービス安心店舗等づくり支援事業」

空気清浄機・二酸化炭素濃度測定器の購入費補助

【令和4年2月24日修正版】

流山市経済振興部商工振興課

■ 申請受付期間 期間を延長しました

令和 3 年 12 月 20 日（月）から **令和 4 年 3 月 11 日（金）まで** ※必着

■ 申請方法

郵送又は窓口にて申請を受付いたします。

<郵送先> 〒270-0192 流山市役所 商工振興課

<窓 口> 流山市平和台 1-1-1 流山市役所

第 2 庁舎 3 階 商工振興課

※江戸川台駅前出張所、おおたかの森市民窓口センター、南流山出張所、東部出張所
を經由して商工振興課に送付することも可能です。

ただし、その場合、出張所では、申請に関する質問や書類内容の確認についての対応
はできませんので、予めご了承ください。

申請に関する問い合わせは下記にお願いします。

■ 問い合わせ先：流山市役所 商工振興課

電 話 04-7150-6085
(平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで)

メール shoukou@city.nagareyama.chiba.jp

はじめに

事業の背景と目的

新型コロナウイルス感染症の新規感染者は減少しているものの、感染リスクが完全に払拭されたわけではなく、今後は基本的な感染予防対策を取りつつ、徐々に以前の生活に近づけていく必要があります。

流山市では、こうした「ウイズコロナの生活」において、消費者が安心して利用できる店舗づくりが促進されることを目的として、市内で対面販売、対面サービスを行う店舗事業者に対して、感染症対策としての換気補助機器の購入費用の一部を補助する「対面販売・対面サービス安心店舗等づくり支援事業」を実施します。

補助の概要

対面で販売やサービスの提供を行う流山市内の常設型店舗等が令和2年4月1日以降に購入した「空気清浄機」及び「二酸化炭素濃度測定器」の購入費（税込）の4分の3相当額（上限10万円）を補助します。

1. 補助金申請ができる店舗等の要件

（1）店舗等の営業形態や業種に関する事項

消費者が立ち入り、滞在する店舗内で、商品の販売やサービスの提供を行う店舗等が対象になります。

「店舗等」には、不特定多数の消費者の来店が見込まれる店舗のほか、クリニックや歯科医院などの診療所、学習塾、美・理容業、士業事務所等も含まれます。

消費者が立ち入ることのない事務所、作業所、調理場等のほか、キッチンカーのような常設型でない店舗、カウンターのみのお店（フードコート内店舗等）は対象外となります。

申請可能	消費者が立ち入る店舗等 ➡ 飲食店、クリニック、歯科医院、施術所、物販小売業、学習塾、美容院、理容店、不動産販売店、弁護士事務所、会計事務所等、これらに類するもの
申請不可	・ 消費者が立ち入らない事務所、作業所、調理場など ・ 常設型でない店舗（キッチンカーなど） ・ カウンターのみの店舗（フードコート内店舗など）

（2）事業者の市税の納付状況に関する事項

申請にあたり、納期を迎えた全ての流山市税について納付されていることが条件となります。流山市税に滞納がある場合、申請はできませんのでご注意ください。

《個人事業主の場合》

市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税に滞納があると、申請はできません。

《法人の場合》

法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市民税の特別徴収分に滞納があると申請はできません。

【注意事項】

- ・申請時に流山市税の納付状況の確認を受けることについて同意いただきます。
- ・申請後に未納があることが明らかとなった場合、申請は無効となります。

(3) その他の事項

下記に該当する場合は、補助金の申請はできません。

- ①代表者（法人の場合はその役員を含む）が、流山市暴力団排除条例（平成 24 年流山市条例第 25 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等又は同条例第 9 条第 1 項の暴力団密接関係者の場合
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める性風俗関連特殊営業を行う事業に該当する場合
- ③政治的活動及び宗教的活動を行う事業に該当する場合

2. 補助対象機器の要件

(1) 性能や仕様に関する事項

①空気清浄機

「HEPA フィルター」、「ULPA フィルター」、「TPA フィルター」など 0.3 μmの微粒子を 99.7%以上捕集できる高性能フィルターを装着し、最大風量が毎分 5 m³以上あるもの。

【注意事項】

- ・消費者が立ち入る場所の床面積に応じた機種（機器の適用床面積）、台数が補助の対象となります。
- ・空気清浄機の適用床面積は、消費者が立ち入る場所の床面積の概ね 2 倍以内を限度とし、これを超えるような過剰な機種や台数は補助の対象となりません。

※ただし、店舗内の消費者が立ち入る箇所の床面積が 13 畳未満の場合、最大適用床面積が『～25 畳』の機種 1 台までを補助の対象とします。 【令和 3 年 12 月 27 日追記】

※また、令和 3 年 12 月 20 日以前に、感染症対策として購入された空気清浄機については、面積要件を適用しません。 【令和 4 年 1 月 21 日追記】

《補助の可否の例》

消費者が立ち入る場所の面積が 15 畳の場合…

- ・適用床面積「25 畳用」、「30 畳用」のいずれか 1 台を購入 ➡ 補助可

- ・適用床面積「25 畳用」を 2 台購入 ➡ 1 台のみ補助可
- ・適用床面積「40 畳用」を 1 台購入 ➡ 補助不可

②二酸化炭素濃度測定器

NDIR 方式のもの。

(2) 購入日、支払い日等に関する事項

令和 2 年 4 月 1 日以降、申請日までに購入・支払・設置が完了しているものに限りです。

※購入機種と支払日が確認できる書類（領収書の写し等）を添付いただきます。

(3) 設置場所に関する事項

消費者が立ち入る場所に設置するものに限りです。

※設置状況が確認できる写真を添付いただきます。

3. 補助金額の算定方法について

下記の①、②のいずれか低い額を補助金額とします。

①補助対象経費の合計額（税込）×3/4（千円未満切捨て）

※国や県、その他団体から補助対象経費に掛かる補助金を受領している場合は、補助対象経費から補助額を除いた額の 3/4 とします。

②10 万円

《算定例①》

- ・空気清浄機 63,800 円（税込）×1 台
- ・二酸化炭素濃度測定器 5,280 円（税込）×1 台
- ・国や県、その他団体からの補助金を受けていない

$$\Rightarrow (63,800 \text{ 円} + 5,280 \text{ 円}) \times 3/4 = 51,810 \text{ 円} \rightarrow \frac{51,000 \text{ 円}}{\text{補助金額}} < 100,000 \text{ 円}$$

《算定例②》

- ・空気清浄機 151,800 円（税込）×1 台
- ・二酸化炭素濃度測定器 6,380 円（税込）×2 台
- ・国や県、その他団体からの補助金を受けていない

$$\Rightarrow (151,800 \text{ 円} + 6,380 \text{ 円} \times 2) \times 3/4 = 123,420 \text{ 円} \rightarrow 123,000 \text{ 円} > \frac{100,000 \text{ 円}}{\text{補助金額}}$$

《算定例③》

- ・空気清浄機 151,800 円（税込）×1 台
- ・二酸化炭素濃度測定器 6,380 円（税込）×2 台
- ・県からの補助金 50,000 円を受領している

$$\Rightarrow (151,800 \text{ 円} + 6,380 \text{ 円} \times 2 - 50,000 \text{ 円}) \times 3/4 = 85,920 \text{ 円} \rightarrow \frac{85,000 \text{ 円}}{\text{補助金額}} < 100,000 \text{ 円}$$

4. 申請に必要な書類等

(1) 所定の書式のもの

- ①申請書〔第1号様式〕
- ②対象経費内訳書〔別紙1〕
- ③誓約書〔別紙2〕
- ④交付請求書〔第3号様式〕 ※申請時には日付と金額を未記入のまま

(2) 添付書類

⑤対象機器の購入日、購入内容（機種と数）、購入金額が確認できるもの

- ・会計帳簿を作成する際に必要となる伝票一式（購入日、購入内容、購入金額の全てが確認できる請求書や納品書が添付されているもの）の写し
- ・インターネットで購入した場合には、その取引記録(決済完了画面のキャプチャ等)及び購入者の氏名及び購入機種、金額が支払われたことが確認できる通帳等の写し
- ・現金払いの場合は、支払額及び支払日が確認できる帳簿記録及び購入内容と金額が記載されたレシート等の写し

⑥対面販売又は対面サービスを行っていることを証するもの

- ・対象機器を設置した店舗等の外観の写真
 - ・法人にあつては、履歴事項全部証明書（発行から6か月以内のもの）の写し
 - ・個人事業主にあつては、税務署の受領印（電子申請の場合は受信通知）が確認できる令和2年分の「確定申告書B第一表」の写し、「青色申告決算書」の控えの写し、「収支報告書」の控えの写し、のいずれか1つ
- ※令和3年1月1日以降に事業を開始した個人事業主にあつては、税務署の受領印（電子申請の場合は受信通知）が確認できる「開業届」の写し

⑦購入機器の性能がわかるもの

- ・購入機器のパンフレットや、取扱説明書などの性能欄の写し

⑧設置場所が確認できるもの

- ・店舗等内の消費者が立ち入る場所に対象機器が設置されていることがわかる写真

⑨国や県、その他団体からの補助対象経費について補助金等の交付を受けている場合にそのことを確認できる書類

- ・補助金等の「交付決定通知書」の写し

5. 申請から補助金の振り込みまでに要する期間

全ての要件を満たし、申請書類や添付書類の内容に問題がなければ、申請日から概ね3~4週間（休日を除く）後に補助金を振り込む予定です。